

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 1 回 委 員 会 議 事 録

司会

皆様お揃いになりましたので、只今より第1回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会を開催いたします。私は本日の進行役を務めさせていただきます、環境生活部廃棄物対策課の市川でございます。よろしくお願いたします。それでは初めに、環境生活部長の猿渡よりご挨拶を申し上げます。

環境生活部長

環境生活部長の猿渡でございます。日頃から環境行政には大変皆様方にはお世話になりまして有り難うございます。本日はまた大変暑い中、またお忙しい中この委員会にご出席を賜りまして誠に有り難うございます。昨今、環境問題につきましては不法投棄等で、産業廃棄物の適正処理が非常に重要な課題であることは皆様ご案内のとおりでございます。県といたしましては、県民の皆様方の安全安心健康を守るために迅速透明かつ厳格に対応しようと思っております。なかなか至らないところもありますが、一生懸命取り組んでいるところでございます。本日検討いただきます産業廃棄物処理施設の整備については、この10年間県が課題としておりました。平成8年には地球環境村構想を策定するとともに、財団法人地球環境村ぎふを設立して、整備しようという事で努力をしましたが、皆様ご案内のとおり構想の実現が図れなかった訳でございます。また、昨年2月から開始しました政策総点検におきましても、地球環境村構想が進まなかったことに大変ご批判をいただきました。そういったことがございまして、構想にかかわらず、新たな産業廃棄物処理施設の整備促進を見いだしていくという必要があると結論づけた訳でございます。さらには財団法人地球環境村を3月で解散したところでございます。今後の方針につきましては、今日お集まりのいろんなお立場の方々から広くご意見をいただくことが大変重要であると考えております。その意味で廃棄物のご専門である先生、日頃から環境保全活動に尽力されておられる方々、また排出事業者のお立場の方、さらには市町村の代表の方、そんな方々にお寄りいただきまして委員会を開催させていただくということでございます。この委員会は条例設置の委員会ではございませんが、県といたしましてはこの委員会からご意見をいただく中で、産業廃棄物行政、廃棄物行政全般に渡りまして推進して参りたいと、こんな風に考えておりますので、忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。また昨年から調査をしておりました産業廃棄物処理動向調査の結果が出ました。この結果について皆様方に把握していただくとともに、将来の予測を加味いただきながら処理施設の必要性も含め、公共関与の度合い、処理施設の形態、適地の選定など、今後の岐阜県の産業廃棄物処理がどうあるべきか、などをご議論いただきながら、県の産業廃棄物

処理施設の整備についてご提言をいただけたらと思っております。もちろん、今回だけで議論が進むわけではございません。精力的に何回か開催する予定でございますので、ご協力をよろしく申し上げます。はじめにあたりましてご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 (委員の紹介及び配付資料の確認)

司会 それでは早速議題に入らせていただきます。資料1の1ページ目をご覧下さい。当委員会は、岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会設置要綱に基づいて設置されました委員会でございます。この委員会を代表し総理する委員長の選出でございますが、これにつきまして要綱第5条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により選出することとなっております。これについて、どのように取りはからいましょうか。何かご意見がありましたら仰っていただきたいと思っております。

守富委員 委員長選出ですけれども、廃棄物の方で造詣の深い岐阜大学の堀内先生にお願いするのが良いのではないかと思います。

司会 只今守富委員の方からご提案がございましたけれども、何か外にご意見ございますでしょうか。

(異議なしの声)

よろしいでしょうか。ほかにご意見がなければ委員長には堀内委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(一同拍手)

有り難うございました。それでは、委員長は堀内委員に決定させていただきます。また、副委員長につきましては、要綱第5条第3項の規定によりまして委員長が指名していただくこととなっております。堀内委員長いかがでしょうか。

委員長 できましたらですね、私が居ない場合などにいろんなことを相談でき、近くにおられる方でいつも話が出来る方がおられるといいと思うのですが、その点では守富先生にお願いできたら私はありがたいのですが。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

司会 よろしゅうございますでしょうか。守富委員はよろしいですか。

守富委員 はい。

司会	<p>それでは、受けていただきましたので、委員長に堀内委員、副委員長に守富委員とすることが決定しました。以降の進行を堀内委員長にお願いしたいと存じます。それぞれ、委員長席、副委員長席へ移動をお願いいたします。それでは、以降よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは一言、簡単な挨拶をさせていただきたいと思うのですが、私専門は植物生産と環境と言うことでして、これまで地下水の汚染問題であるとかあるいは有機性の廃棄物の資源化問題、そういったことを研究してまいりました。岐阜大学としても地域に貢献するということが大きな目標の一つになっておりまして、スタッフの一人として岐阜県の為に頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。私は、去年偶然ですがちょうど同じような内容のことで、愛知県の豊田市で研究会が立ち上がるということ、そこの研究会の会長を頼まれたんですが、それがちょうど廃棄物処理施設をどの様にして作っていくかという話でしたので、それが役立てばと思っております。ひとつよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが次第に沿って議題に移らせていただきます。議題2ですね、議題2の委員会運営要領案、委員会傍聴要領案の承認でございます。資料の2-1、2-2これをご覧下さい。内容につきましては、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
廃棄物対策課長	<p>(資料2-1 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会運営要領案の説明)</p>
委員長	<p>どうでしょう。当然公開ですよ。これに書いてあります様に、もし何か問題がある様な場合がなければですね通常公開という風にしておりますので。</p>
廃棄物対策課長	<p>(資料2-2 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会傍聴要領の説明)</p>
委員長	<p>この2つの資料2-1と2-2で何かご意見ありますか。</p>
兼松委員	<p>2点、言わせてください。座ったままで失礼します。兼松です。まず、この会議を公開することは当然のことだと思っております。その事については異議がないと思うんですけど、現在この委員会で諮らないと傍聴者の人も中に入ってもらえません。そういう状況というのは私はあまり良くないと思っております。最初から公開できるものは最初から入ってもらおう。そういう風にしてもらえないかと思っております。外にお待ちの傍聴者の方も、こういう委員会での検討なしにきちっと入れるようにしてほ</p>

しいと。わざわざこの暑い日に、それから記者発表してHPに上がったのは9日、10日ですか。それで今日、わざわざこのために来られたのですから、そういう熱意とか、そういうものがありますので、この委員会で諮るとか諮らないとか、よほどの秘密会議でない限り、岐阜県の場合は公開していくというふうにさせていただきたいと思います。

すみません、もう一つなんですけど、これはたぶん岐阜県では初めての試みになるかと思うんですけど、傍聴していただいた方に、最後の15分で良いですから、今日話し合ったこととか、重要な議題について意見を言って欲しいと思います。それを議事録の中にも残して欲しいと。今までの経験が無く難しいとも思うんですけども、国土交通省の淀川水系の流域委員会なんかでは、傍聴者から意見を聞く、それは委員会の時間をそこに当てる。それも議事録に載せる。是非ご検討をいただきたいと思います。

委員長

はい、分かりました。事務局の方で何かありますか。

廃棄物対策課長

今日は最初ですので委員会の傍聴について前もって入れさせていただくことなく、とりあえず委員の皆さんの了解を得ることとさせていただいておりますので、いまここで特別前もって今回を公開・非公開と決めていなくて、通常の場合は公開でと言うことであれば、最初から入っていただくことについて問題ないと思います。傍聴人の意見につきましては、例えば問題になるのは、大勢の方がいらした場合に一人一人聞くのかと言うことなどいろいろあるかと思っておりますので、今後、傍聴人に対する意見の聞き方とか、意見を言うていただくことについては私ども事務局の方でも検討させていただきます。

兼松委員

それぞれの場で慣れていかないと県民を巻き込んで県民の声を生かしていくと言うことは難しいと思います。相互にルールを作っていくことだと思えます。

廃棄物対策課長

委員の皆様がそうやって認めていただければそれで構いません。

委員長

兼松委員の意見はよく分かっております。これは形式でまずこれは案ですから、最初だけでしてね、あとはずっと行けるかと思うので、良く意見をお聞きしまして今後に生かしたいと思えます。それから、傍聴人の意見の聴き方はいろんな方法があるかと思うので、それはその場で手を挙げて言ってもらう方法もあれば、しっかりした文書を書いてもらった方が言い場合もあるので、検討してそういうことは前向きに取り入れていこうと思えます。よろしいですか。

兼松委員	是非よろしく申し上げます。
清水委員	今のに関連しまして、傍聴人の定員を決める必要があるのかなあというふうにちょっと思ったんです。あの会議場の都合と言うよりも、出来るだけ大勢の人と一緒に考えていくと言うことを私は優先したいなあと思いますので、みんなでやっていきたいと思います。
委員長	事務局の方で、できれば大きな部屋を取っていただいて、と言うことでお願いしたいと思います。
廃棄物対策課長	はい、わかりました。
環境生活部長	傍聴人からのご意見についてですが、この委員会の中で、事務局から聞くとか聞かないとか言うことよりむしろ委員会の中で、例えば、全員聞くのかどうかはともかくとして、時間的な制約などいろいろございますので、皆さん方が聞いても良いと、委員の方々が聞いても良いとおっしゃれば、事務局として特にこれはダメですよと言うふうに口を挟むことではありませんので、今日でなくとも結構ですけれども、きちっとした議論をしていただけたらと思います。他の委員の方にも。
委員長	そうですね、どういう形でやるかということについても少し時間を取って後の方でまた話をしましょう。今日は、一番最初のとっかかりの会で時間を取らせていただくこともありますので、よろしく申し上げます。そんなことで、以上2つの資料2-1、2-2の二つの案が出されております。これは一応承認事項と言うことになっておりますので、承認していただくと言うことで、内容的に問題がなければ進めていきたいと思っております。どうでしょうか。先ほど出た意見はこれからまた前向きに取り入れていくということにします。
谷口委員	とりあえず、承認の方は賛成で良いのですが、傍聴人の意見と言うことに対してはもっとやはりいろいろ言われるように、次の検討課題ということにしていいただければと思います。
委員長	わかりました。そういうような形で書き留めておいてください。
森朴委員	傍聴の方々の意見というのは、とくにここにおいでになる方々の意見に限らずですね、非常に多面に渡って困難な課題であった岐阜県政の全体的な課題について広くいろいろな方々の立場の意見を反映させようと言う試みで、我々のような業界団体から、日常的に考えられれば正反対の方々まで広く意見を聞ける訳でございますので、私も出来る限り多く

の方々の意見を委員会に反映させることは賛成です。ただ、具体的な議事課題やなんかに沿った議論を集約していきませんと、皆さんの貴重な時間を無駄にすることにもなりかねませんので、例えば一定のルールのもとで、例えば例を挙げればですね、委員会をやった後にHP上であるいは個人にアンケート用紙のような形で配って、それをまたHP上で、あるいは委員会の冒頭で前回のことについてこういうことがあったと言うような形で、集約していただくということを一番お願いをしたいと思っています。

委員長 今の意見はまた面白い意見というか、それも考えられることですよ。いくらか意見が出てくると思いますが、この場ですべては出来ないし、まあいろいろありますが、しかし時間が限られていて懸案事項も消化していかなければならない中でどの様に取り入れていくかと言うことですが、もし場合によったらメモでいただいて次回にその回答をするなど。

兼松委員 回答は出来ないと思います。私たちは、まだ検討中だから。委員会としての回答は出来ません。

委員長 回答と言っても、その反応ですね、反応。これはどうですかという、こういう意見がありましたと言うことですよ。それについて委員の皆様の中でその場を出していただきたいという意味でしょうね。

兼松委員 私が考えているのは、今日の議題とか、この処理施設整備検討委員会とか、この議題に沿ったものであるかということとは当然の事だと思います。それがテーマになって発言していただく、それが大前提。それで発言時間もある程度制限をしなければならぬと思っています。一人が10分使って良いものではないです。ですけども、今日感じて委員会の中で聞いて感じたことをきちっと自分の言葉で言っていただく、それを私たちは答えられないけれど、それを私たちが聞くことで次の委員会の中にそれなりの反映をしていくということです。答えを返していけないものではない。直接答えを返していけないものではないし、そこで質疑をするものではないと思います。傍聴者から意見をもらって、私たちが重ねていく議論の中に反映させていく。もちろんそれから意見を出していただくのは文書で出していただくなら、もちろん賛成です。

委員長 わかりました。そういうような形で受け入れていきたいと思いますが、ひとつよろしく準備のほどお願いします。以上の意見が出ましたが、議題の2に関しては承認いただいたと言うことで進めさせていただきますがよろしいですね。

有り難うございます。今回、4名の傍聴希望者がおられますので早速

入っていただきたいと思うのですが、よろしいですね。それではお願いします。

委員長

それでは、傍聴人全員入られたとすることで次の項目に入っていきたいと思います。議題3に移らせていただきます。資料3-1から資料3-6につきましては、少し長くなりますが事務局から説明を一通り行っていただきます。その後それぞれ委員の皆様からご質問やご意見を頂戴しながら議論を進めたいと思います。よろしく願いいたします。まず、事務局の、あそうですね、事務局の説明を終わった段階で少し休みを取っていききたいと思います。ちょっと長いと思いますので、一旦休憩をとらせていただく予定にしております。それでは、議題3の委員会の設立経緯及び検討事項について事務局の方から説明をお願いいたします。

廃棄物対策課長

(資料3-1 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会設置に係る経緯の説明)

(資料3-2 政策総点検の結果の説明)

(資料3-3 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の設置と役割の説明)

(資料3-4 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の検討事項案の説明)

廃棄物対策課
技術課長補佐

(資料3-5 岐阜県産業廃棄物処理動向調査報告概要の説明)

(資料3-6 全国の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備状況の説明)

委員長

どうも有り難うございました。資料とスライドで沢山紹介していただいたんですが、ここで10分だけ休みを取らせていただいてそれから論議に入ろうと思いますがよろしいでしょうか。時間は45分から開始しましょうか。10分間だけ休憩しましょう。それではよろしく願いします。

・・・休憩・・・

・・・再開・・・

委員長

それでは、再開したいと思います。

この委員会の目的等を含めて事務局の方からご説明いただきました。とにかく産業廃棄物に関する適正処理と再資源化をどういう風に進めていくかということをテーマに、より産業施設、効率の良いと言いますかそういったものを設置するということで、いい環境を目指すことが出来ないかということを含めてですね、この委員会でこういった廃棄物行政

の資料をですね、見せていただきたいと。ついては、具体的にどのような施設がいいのかという話をさせて欲しいということですが、私は随分、県の委員会で産業廃棄物に関してはかかわってまいりましたが、理想的な産業廃棄物処理及び一般廃棄物処理を含めてですね、モデルをつくるにはどうしたらいいのか、ということででてきたのが、「地球環境村」だったと思う。皆かなり注目し期待していたのですが、これは岐阜県だけではなく他の県でも同じような構想は出ていたのだけれど、上手くいっていない事例はいくつか出て参りました。せっかく作ったけれども、肝心の廃棄物が量的に足らなくなりました。これはもう無茶苦茶ですよ。廃棄物そのものの絶対量が少なくなってきた。それはいろいろな理由があると思いますが、そういうことを含めながら、また地域住民の要望というのは、やはり反映されていなかったりすることもあるでしょう。失敗するというか中断するところもある。岐阜県の場合はどうかということで、先ほど事務局の方から説明していただきましたが、もう少しわかりやすく、例えば、具体的に「地球環境村構想」が何故頓挫してしまったのかということ、もうちょっとわかりやすく、どの辺が問題だったかを事務局の方で絞って説明くださると今後の議論の発展に役立つのかなと思うのですが、
お願いできますか。

廃棄物対策課長 基本的に産業廃棄物処理施設を作ると言う難しさがあると思います。「地球環境村構想」が初めからいわゆる、地元の合意を待って県がでていくというスタンスでありました。市町村長の代表の方にも来ていただいておりますけど、市町村から計画が上がってここにこういうモノを作ってくれと言う申請があり、それに対して財団（県）が認めて作るという形でした。いろいろな意見があったなかで一番批判があったのはそこでした。いわゆる県が自らやろうとしなかった。

委員長 何故、ボトムアップができなかったのですか。

廃棄物対策課長 やはり、廃棄物関係施設をつくる難しさですね。いわゆる地元合意を得ることを県がやらなくて、地元の市町村長さんたちにお願したということが大きかったと思います。

委員長 現地からそういう声が挙がってここでやりたいと言う形であがってきたならば、それは地域住民の合意が得られていることになるわけですね。県としてはバックアップがしやすい。それが上手くいかなかった。それが何故かということが聞きたい。

廃棄物対策課長 地元合意がとれて、地球環境村まで、県まであがってきた事例はなか

った。

委員長

合意がどこでもとれなかった。全部反対と。

廃棄物対策課長

これも大きな反省なのですが、いわゆる「地球環境村構想」は5圏域でやるということでした。ご承知のように、産業廃棄物はどこの県でたものであっても、どこの県で処理しても何も問題はありません。産業活動に伴って発生したゴミですので、いろいろな事情があつて余所の県で処理することも当然のことで法律もそういう体系になっています。その中で、県が廃棄物行政をやっていくなかで「自己完結」という言葉がありました。もちろん、これも考え方によっては正しいことで、出たゴミは自ら処理すると、出たものはそこで処理するのが原則だと。「地球環境村構想」は、県を5つの地域に分け、それぞれの圏域で出たゴミをそれぞれで処理しようとする構想でした。それは無理があつた。産業廃棄物は、いろいろ動くものですし、そこで出たゴミをそこで処理することがペイできるのかという問題もございます。5圏域でやろうとしていたことも批判がございました。「自己完結」という言葉が自由な産業廃棄物の処理を妨げたというところはあります。

委員長

森朴委員は、産業廃棄物処理協同組合理事長ということですが、今の話にありました5圏域でやろうというのは、業界から見て難しいことですか。

森朴委員

今日のメンバーはいろいろな方がお集まりですので、経過をご存じの方もいらっしゃると思いますし、よく知らないという方もおられると思います。「地球環境村構想」というものが、非常に言いにくいお話ですが、産業廃棄物処理の現実からかけ離れたところで決定され運用されてきたということが一番上手いかなかった原因であつたのではないかと思います。

委員長

具体的にお話願いますか。

森朴委員

はい。ご存じのとおり、産業廃棄物というのは、わたしたち産業廃棄物処理業者が生み出したものではなくて、社会の産業構造から発生してくるものでありまして、一般廃棄物の量と比べていただければわかりますが、桁違いに多い量が排出されています。おそらく本日いらっしゃる委員の方々の中でも、事業者の方は別として産業廃棄物の処理の現場をほとんど見たことがないかと思います。その処理というのは法律に定められた基準に従って処理していかなければならないし、それ以上に厳しく処理しなければならないのが時代のニーズでありますし、業界団

体としてもそれを目指してやってきたわけですが、よく言われる嫌われ施設ということから地域住民との間に摩擦を起こすということは多数ございました。岐阜県において、最も有名な産廃紛争といわれる、御嵩町における産廃処分場の建設を巡る紛争というのは、これはどちらが正しいのかという議論はさておいて、非常に激しい対立がおきたわけですが、さきほど県から説明のあった過去からの経緯を見ていただければよくわかるのですが、実は、平成7年の1月の末に御嵩町における産廃施設の計画が県の事前協議にあがりまして、実質上事業がスタートしかけたと、これに対して平成7年の秋口に御嵩町においてこの計画の凍結を求める動きが始まりまして非常にいろいろな議論が百出したわけでございます。そのプロセスの中で「地球環境村構想」が生まれてきたことが大事なところなんです。その背景には、産業廃棄物の処理の必要性がわかるにせよ、民間業者が産業廃棄物の大規模処理をするということは将来に渡っての懸念があるという批判がありまして、これを公共関与によって担保しようというものがそもそもの「地球環境村」のスタートラインだったと思います。ところが、その段階で公共が関与するというものの中身や形がきちんと議論されないままに、一部に行政間同士での対立ですとか御嵩町での紛争に派生して町長襲撃事件ですとか盗聴事件ですとかいろいろな事件がありまして、そういうプロセスの中で住民投票が実施をされてそれに対する反対の意見が多数であったと、そのプロセスと平行として「地球環境村構想」というものが具体化していったということがまずきちんと伝えておかないとダメだろうと。その時に、県が「地球環境村構想」を住民投票の後にですね、^{あつもの} 糞に懲りてと言っては失礼ですが、じゃあ反対意見の出ない方法というのは何なのかとって選ばれたのが、昨年度廃止された財団の「地球環境村」の骨格であったと思います。一方によって、御嵩町における対立紛争をですね、全県的に県民のなかできちんと議論せずに代替手段を求めていったことがですね、そもそも住民同意とはどういう風にあるべきなのか、あるいは産廃処理施設についてどうすべきなのかということの議論なしで作る方法ということで模索されたことがそもそもの間違いであったのではないかと思います。

委員長

森朴委員。話の途中ですが、いったん修正いたしますが、歴史的な話、よくわかりました。いまお話しているのは、5圏域で立ち上げたということは専門的な業界の立場からして良くなかったと考えておられますでしょうか。悪かったのはどういうところですか。

森朴委員

もう全くかけ離れた話です。おそらくは当時の県の考えの中には、将来的に非常に大きな問題となる下水道汚泥の処理というのが産業廃棄物のなかで非常に大きなテーマとしてあって、それを5圏域でということの軸であったと思います。それから、「地球環境村」というものの構想

の中に一般廃棄物も一緒に処理するという考え方がありましたので、それを地域住民の方に理解していただくためには、みなさんの出されるゴミも一緒に処理しているんですよという形で出来るだけ小さな単位ということで5圏域を提案されたのだと思います。ところが、産業廃棄物の処理の現場というのは処理のプロセスも、でてくる廃棄物も極端なことを言えば、日々刻々と変わっていくというような状況でありますから、固定的に長期に渡って一つの地域からでたものを一つの地域で処理していくということは極めて現実的ではありません。逆に言えば、ものを作るプロセスですら今やそんな状況で作られていないのにですね、産業廃棄物の非常に大きな広域間移動がここ10年間続いておりましたので、5圏域での構想が発表されたとき、私ども業界団体としては全く現実的ではないということでご批判申し上げました。

委員長 そうすると、森朴委員としては5圏域をもっと大きな、1つとか2つとかそういう規模で扱えれば現実に沿うということですか。

森朴委員 それ以前に、やはり産業廃棄物というのは何であるのか、どうすべきであるのかということをお県の皆様方がですね、みんなの力で考えていくことからスタートさせないと、処理施設のあり方以前にですね、非常に混乱と対立だけが残っていくということになるかと思えます。

委員長 わかりました。この委員会を通じて少しでも取り入れていきたいと思いますが、同じように加藤委員、ございませんか。加藤委員は岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長ですよね。その辺の話でご意見をお聞かせ願います。

加藤委員 環境村が上手くいかなかった過程というのは、正直言ってわかっていないです。ただこの考え方が生きているというお話は聞いておまして、非常に期待はしておりました。というのは、私ども事業者が出すゴミを近くで確実に処理してもらえれば、これに勝るものはない。そういう立場から環境村に期待を込めて、いつできるのかなと、できたらすぐそちらの方で私どもの出すゴミを処理してもらえればという考えを持っておりました。ただ、そういう考え方をずっと持っていたわけですが、今年の3月にいったん中断と、これから県が主導でやるということで、諦めてはいませんので、是非この場からですね、さらに発展したい施設をつくっていただければ、それにこしたことはないかなと考えております。

委員長 この委員会にはいろんな方がいらっしやいまして、今は産業廃棄物を扱う立場の方からお話を伺いましたが、実は「地球環境村」が上手くいかなかった背景には地元住民の考えにつながらなかった。全体的な考え

としてはいいが、実際の自分たちの地域が関わってくるとなかなかいい案がでてこない。そういう方からみて、NPO 法人ゴミ G ネットの田辺さん、いかがでしょうか。

田辺委員 地球環境村についてはあまり詳しいことは知らないのですが、ただこういう施設をつくることについては、いつも私たちがゴミ G ネットとして産廃の問題を抱えていたときに、すごく適正に処理されているようで不適正な処理がいっぱいあちこちにあります。それを見るにつけ、絶対にきちんとやったといってもやれていない、そうするとやはり地元としては反対せざるをえないのではないかと思っていました。

委員長 そういうようなところで、住民が協定等でそういうのを改善するように意見を述べながら、関わっていくというような、そういうような話し合いというのはなかなか地元ではもてないでしょうか。

田辺委員 私たちはいつも県と話をしているのですが、その中でも私たちの意見を適正に、私たちがだした情報をきちんと検討して欲しいとか現場を見に行つて欲しいとかずっと言ってきたのですが、実際にはほとんど改善されていないのが産廃現場と県の動きなんです。これで15年、ゴミの問題をやっていますが、1年目から関わってきた業者のところが減ることはないです。どんどんゴミは増えています。そういう問題をずっと抱えていると、この地球村の話がでてきても地元の人は、賛成するということはないだろうと思います。

委員長 ゴミの取り扱いについては、県と信頼関係ができていないと、そういうことですか。

田辺委員 県とも業者とも信頼関係はできていないですね。

委員長 それでは同じように環境市民ネットワークぎふ副代表の清水さん、お願いします。

清水委員 産廃のことについては、環境村のことを含めて全くの素人なのでこれからいろいろ勉強していきたいと思っています。産廃は最終的に排出事業者の責任がありますが、そのところの事業者の方々のご意見をよく聞いていきたい。そういうなかで公共関与にどういったやり方があるのかを考えていきたいと思っています。業界がどういうふうな努力をなさって、どんなところに壁があつて、森朴さんからもお話がありました。もっと全体的な施設だけじゃなくてリサイクルもそうですが、いろんな仕組みをかえていかなければならない。例えばこのペット

ボトルも、リサイクルといっても現にものすごく無駄の多いリサイクルが多い。リサイクルではなくって、どういうふうな生活をしていくのかということを業界の方はどういう風に考えていらっしゃるのか。自分たちが作り出しているものが日々どういうふう最終的になっていくのかということを考えてみえるのか、その辺のことをちょっと伺いながら、公共関与、そして住民の側としては考えていくのかということを考えてないと、ゴミが将来増えていくのか、どこを減らすべきなのかも見えてきませんので、現状だけで考えていけない問題ではないかという気がしております。

委員長 それでは放射能のゴミはいらない！市民ネットぎふ代表兼松さん、お願いします。

兼松委員 基本的にですね、公共がどのように関与するのか、処分場を作ること自体、岐阜県が処理施設や処分場を作ること自体に批判的な思いをもっています。まずそこだけを押さえておきたいと思います。

委員長 ということは、県が施設をつくることに抵抗があると。ただ、そういう施設そのものは必要だと思っていらっしゃるのでしょうか。

兼松委員 そうです。どんな風にリサイクルをしても出るものはどうしても処分しなければならぬものがあります。かえってリサイクルをすることで、余分なエネルギーをかけてしまったり、お金をかけてしまったり、結局は使えなくなって処分してしまうのであれば、それは無駄なことになってしまう。だから、いきすぎたりリサイクルとか再利用というのは本当にいいのかというのは、私は疑問です。

委員長 ということは、最低限の処理施設は必要とお考えなのですね。

兼松委員 それは必要だと思います。人間が生きていくうえでどうしても必要なものだと思います。ただ、それを原則としてやはり排出者の責任はきちんと守られなければならない。なぜ産業廃棄物の施設がこれだけ賛成が得られなくて、作られないのか。作りにくいのか。まずそこに目を向ける必要があると思うし、じゃあそれを県が関与することでどれだけ信頼性が得られるのかは疑問です。今は大量生産で大量消費の時代だと思っています。ペットボトルを一生懸命リサイクルしてきれいにして資源ゴミとして出しても、私が出したペットボトルは私が住む岐阜市がお金を払って集めなければならない。そして選別します。しかし、いいものは韓国や中国に輸出されてしまって、その後の使い道のないものが、日本に残っているという現実も、私はあるのではないかと考えています。私

たちの税金で集めたものが、余所の国へ行ってしまう。そういう構造でいいのかなとも思います。それから、一番困難な施設の立地を自治体にやってくれというのは、正直言って身勝手だと思います。産業廃棄物は排出者において責任をもつこととされているが、だんだん処分場の建設が難しくなってきたら、先ほど事務局が説明して下さったように、国は補助金をあげるからつくりませんかというようなことがでてきてみたりするということ自体に、この法律の大きな矛盾を感じます。それから公共関与の例として、昨年三重県の環境保全事業団を見てました。赤字のことですとか、それから事業団のあり方が私自身が危惧することもでてきました。そういうところからすると、私自身は、やはり私たちの生活をどうするのかっていうことを見ることは、排出者の方々と一緒にこれをどうしていくんでしようと言うことをやっていった方が、遠回りでも近いのではないかと思います。他県のいろいろな事例を事務局がいっぱい出して下さいました。大変な作業だったと思います。とてもいい資料だと思います。私たちはこれを大事にして、こういうことが何故おきるのかということ、例えばゴミがないからもう作れませんか、採算があわないから作りませんかということであれば、私たちの岐阜県の中ではどうなんだろうということを考えてみてもいいと思います。

委員長

いろいろと意見が出て、市民レベルの立場からお話をしていただきましたが、社団法人岐阜県建設業協会副会長の前田さん、よろしいでしょうか。

前田委員

我々は排出者の方ですが、地球環境村は話には聞いていましたが、特に関わり合ったということもない。知らなかったというわけではないが。特に建設業者の中でも建設解体業の排出量が多いと思っております。私の場合は土木の方なんですけれども、土木の関係では再利用が非常に多いと思います。公共の仕事はかなりしっかりしているが、民間の解体はかなり問題点があると思うし、以前10年くらい前と比べると解体あたりは、産廃とかは4倍の解体費用を取って、特に建設の中でも解体専門職の方が主にやられていると思います。それは建築業者の下請けとして関わっているのが大原因でありますのと、その方々が独自に民間の方と交渉して解体だけを請け負われるというケースもありますけれども、私は郡上でちょうど平成6年頃、郡上の解体は我々建設業者がやっておりました。しかし、適正処理をするものですから、右翼団体あたりに目をつけられまして、右翼団体が安定型の処理場を作って、本来であれば木は処理できるんですけれども、その会に入り、処理場のスペースは3,000㎡でそんなに広くないのですけれども、加入金を1,000万払えだとかありまして、翌年に県警が介入してくれて、それは完全に解体されたような形になりました。その辺からは建設業者がつくる解体には適正処理には

非常に難しいと感じております。それで1社、また別の会社の人が焼却処理、これは適正な施設としてやってみえますけれども、やはり解体からでるゴミはいろいろなゴミが出て参りまして、どこかでそれを処理出来る所がないと、業者でなしにやはり排出する個人の方の事業の形態とかいろいろな問題がついてくるものですから、何かの形でその辺りを理解を得ながら対処していくようなことが必要だと思いますし、それから地域でも、郡上でも、処理場、まあ安定型の処理場の話もあったのですが、やはり今言われるように地域の住民の方の一人ではないけれども話し合いに応じてもらえないと、やはりなかなか処理を思い切ることは難しい状況です。それから、少し考えると先ほども言われるように、処理業者と許可を出す県への信頼がないため、適正に処理されているのかされていないのか住民の方々が持たれるとということ、その辺の解決というのはかなり時間がかかるし、どういう形で解決するかということはおそらく私ではわかりません。しかし、ほかっておくわけにもいきませんので、何かの形でご理解いただけるものはご理解をいただくということではないと、全く処理場なしでいくわけにはいかないと思います。

委員長

それではもう1人、中本委員。中本委員は社団法人岐阜県産業環境保全協会理事長であります。

中本委員

それぞれ皆さんの言うことを聞いて、なるほどこの委員会は本当に重要であるなということ、今までのこと、過去を振り返って思ったわけですが、地球環境村について私どもの団体は500名ばかりのいわゆる排出事業者から最終処分業者まで入っておりますし、結局は私どもが一番こころして来ておりますし、第一やはりそれに携わるのは法令を厳守しなければいけないと、そしてそのことが引いては地域住民、県民の理解を得ていくのだらうと、そこから始めないことにはこういった問題は解決できないということで、県さんとタイアップして今日お渡ししているような「廃棄物処理法のポイント」のようなものを県、国の指導をいただいて発行しておるわけです。社団法人ですからはっきり申し上げますと県からいっさいの補助金を頂いているのではなく、それぞれ会員が会費を納めて運営しております。そういうなかで、地球環境村にも参画してまいりましたが、やはり一番の原因は、先ほど森朴理事長さんがおっしゃったとおりです。いろいろな問題がありましたけれども、一番大事な、今日お見えになっているいわゆる地域の方々の声がかみ取れてきたのかということ、私、問題だと思っております。一所懸命に担当者の方が地球環境村をやってこられたのですけれども、その理事会にしても、いわゆる各種団体につきましても、俗に言う農業商工の代表者であって、良く耳の痛いことを言ったんですが、ほとんど代理者が出席していることが多かったです。そんな面から言うと、こうした会合でい

ろいろな排出業者や処理業者が住民の代表の皆様の声を聞いていく、そこへ落ち着いていく、それが一番大事だと思います。それと、ここ10年来、大きな問題があると思うのですが、まず産業廃棄物というものに皆さんどんな関心をもっていらっしゃるのか、これは必ず必要で処理していかなければいけないという認識がどれだけあるのか、どれだけ浸透していったのか、むしろ我々の業界の中で1人2人間違ったために、もうすぐその業界はダメだ、来てもらっては嫌だということになっているのではないかと。今日報告がありましたように、実態も変わってきている。いわゆる3Rということで、かなり再使用、発生抑制というようなことが進んできている。最終処分場の量も減ってきているわけですね。そういう点を地球環境村でも資料としてあげてきたのですが、なかなか理解してもらえなかった。ですから、今からはまず第一に処分場をそこに作りたいといった場合に、なにが問題になるかといえば地域の人のご理解、そしてそのためには我々業界の中でもっと信頼を得るように絶対に法規違反を起こさない。こういった安全施設だと理解していただくことが必要なんです。我々の団体、全国にあるのですが、各地のお話を聞くと、例えば近いところでは静岡県ではすべての団体が我々の様な方に入って、そこで排出者から消費者まで全部意見を集約していく運動をやっているわけですが、そういったことも進めていかなければいけない。形式では絶対通らない問題である。実態を地域の人々に理解してもらい、そのために私は公共関与は何が大事かといいますと、やはり地域住民は誰よりも市町村長の方を頼りにしておられる。またその人たちに注目する。だからその人たちを真剣にやはり、住民に廃棄物の処理というものはこういうものだ、地域住民の方に説得ではなく理解していただくという役割がなければ到底、実現は不可能であると思います。あらゆる面で公共関与というものは大事であると思います。また非常に大きな問題ですが、過去を踏まえて、参考にして、反省して、十分住民の方の声を聞きながら、開始していくことが急務であろうと思っています。

委員長 地域住民と信頼関係の構築が大事だと思いますが、そういった点から岐阜県町村会会長の谷口委員、よろしく願いいたします。

谷口委員 いくつか問題点があろうかと思いますが、まず下水道の整備をする際に処分場の位置を決めるときにですね、地域からまず反対されません。どういう反対かという、自分たちが住んでいる所のゴミだけなら我慢できる。だけど、隣の地域から持ってくるというのは我慢ならんと言うわけです。それに対して、どういう補償をしてくれるのか。彼らからある程度金を取ってもいいんじゃないかという、まず処分場の立地の問題はそういう問題です。先ほど5圏域のなかでの地球環境村構想はダメだというお話でしたが、私は、どういう意味なのか知らないけれども、

地域のゴミは地域で処理する施策をとっていかないと、これは大変なことなんです。他の地域からゴミを持ってくるといことは絶対にできない。その辺を考えないと、だから一つの問題として出てきているのは、一般廃棄物もそうなんですけれども、100t以上の規模でなければ国は補助金を出さないですとか、小さくとも小さい地域で燃やして、ダイオキシン問題が出てきたから問題だったのですが、大きくすることだけがいいことではない。それともう一つ、私もこの仕事を11年からやらさせていただいているが、地球環境村構想がでてきたときには、県の努力がなかったということは間違いない。町村長のなかにも地球環境村構想に乗って、あんな施設が出来、跡地利用ができるのであれば、うちにもって来ようという方もあったんです。今、世の中は変わりまして、できる過程が問題なんです。できる過程というのは、モノを運ぶ過程に我慢がなくなってきた。だから難しい。10年ほど前は、ここにこんなものがあるけれども、将来はこんなにいい地域になるということが地球環境村構想ではなかったかと思います。みんな、そこまでの過程のことは何も考えずに、もうこんないいことになるのであれば、うちの方に誘致してやろうじゃないかと地域もいくらでもあったんです。あったんですけれども、世の中というのはそういう時代にグッと行政が押していないとダメなんですね。私はいくらでも出来たと思うのです。何故できなくなってきたのか。合併問題なんです。県は合併に力を入れすぎた。合併のこじれで一般廃棄物対策もバラバラになりました。それともう一つ、産廃とおっしゃいますが、産廃も非常に矛盾がある。どういう矛盾があるかという、たとえば国土交通省で作った下水道処理場は産廃になるんです。農林水産省で作った下水処理場は産廃じゃないんです。うちなんかは全く工場がないところに下水がありますが、これは産廃になるんです。この辺のことを法律は実情を把握していない。わざわざ高い金をかけて処理しなきゃいけない。白川村の下水処理場の汚泥は産廃なんです。国のやることは全く机上で考えていて、地域の実情を考えていないのが現状なんです。以上です。

委員長

公共関与に関する県の取り組み方に関わりかなり厳しいご意見でした。極力、5圏域でという地球環境村の発足から関わっておられた谷口委員からのお話でした。県の押しが足らなかったということで。その点について、県の担当者の方からその辺のことについてお願いしますか。

廃棄物対策課長

おっしゃるとおりだと思います。地球環境村は10年で何もできなかったわけです。結果が全てです。一つもできていないのに、県が頑張っただけでやってきましたとは、とても言えない状況だと思っています。議論の中でいろいろありましたけれども、村長さんが先ほどお話をされたことはよくわかります。そこに行政をやっていて難しさがあるのだと思います

けれども、実際に先ほども森朴さんが言われましたとおり、産業廃棄物の実態を考えると、小さな地域のものを少しばかり作るというのも、将来的にもつくるということも、いわゆる小さくつくることが産業廃棄物を上手く処理できなかった理由であり、また逆の意見で地域でできたものは地域でということによって小さくやった方がいいと、そこにもう私たちが前から感じている矛盾といたしますか、こういったものの難しさというものがあります。5原則というものが作られた当初は本当にいいものだと、特に自己完結というのは自分で出したものは自分で責任を持つのだということだったのですが、やはり今考えるとそのこと自体が矛盾を抱えていると思います。

委員長

そのころ私、廃棄物問題検討委員会に出ていましたけれども、県の積極的関与というものは一つあったんですね。その辺が積極的にやっておられたのかどうかと思うのですが、森朴委員さん、どうでしょうか。

森朴委員

当時ですね、谷口委員が仰った様に出たものは出たところで処理すべきではないかということは賛成で、地球環境村構想の初期の段階で5圏域構想が出て参りまして、5圏域にももの凄い重装備なガス化溶融炉をつくって、全部消えてなくなるというお話をして、産廃のことならともかく、科学をご存じかなというようなことを財団の方が発言されておられた時期がありました。その時に県にお願いしたのは、もう少し冷静になってまともなモノを考えてくださいとお願いをしまして、その時に例えでお話したのは、岐阜県は地域ごとに産業の中核となる地域が固まっているところがあります。例えば、和紙なら美濃、刃物なら関がございませう。例えば美濃からでてくる代表的な産業廃棄物は製紙汚泥です。この製紙汚泥の処理費がもの凄い大きなコスト負担になっていて、伝統産業である和紙産業は、非常に危機的な状況にあるのです。ところが、全く公共的なヘルプがなく、伝統的な産業でありながら、地域文化と密接でありながら、それに対して何の措置もなく、零細の紙屋さんに完全に委ねられている。昔は、失礼な言い方ですが、水処理なんかがいい加減にやってこれて、以前はそれでできたのですが、非常に水質汚濁や環境汚染に厳しくなるとそれではダメだと。今度は金属です、金属研磨をやる関の刃物企業には中小零細の刃物業者が膨大にいるわけです。その方々から金属研磨の無機汚泥が出て参ります。そういうモノが共通の地域から発生する産業廃棄物としてあるわけです。これを特化させてある程度公共が関与したり、地域住民の人たちも皆さんが一緒にその地域で出たモノですから処理していけるし、なおかつ排出者としてそのモノに対する知識を非常にお持ちの方が直接、それを例えばどこで処理しましょうということを考えれば、比較的シンプルな地域に密着型の産業廃棄物の処理のシステムというのは可能だと思います。その時に県にですね、ち

ようど関市で検討中であった工業団地、あそこは関からも美濃からも近いものですから、例えばその工業団地の中にそういった処理施設をつくらうと提案したわけです。これは岐阜県では作ってはいけないことになっています。廃棄物処理施設は工業団地に作ってはいけない。そんな馬鹿なことがあるかと。地球環境村とか言っているより、本当にやらなければいけないのはそういうことなんじゃないかと、当時お話を何度かいたしました。

委員長 森朴さん、ちょっといいですか。いまのことについて県の方かたご説明願いますか。

廃棄物対策課長 工業団地は、これこれこういう種類の工業団地と決められております。

森朴委員 失礼ですが、県の工業団地で一つでも廃棄物処理施設ができる工業団地がありますか。産業廃棄物は工業団地から出てくるんじゃないんですか。それをわざわざ余所へもっていつているということをやっているんじゃないんですか。

環境生活部長 当初つくる時の地元とのお約束等もあったかと思えます。ちょっとその辺のいきさつはわかりませんが、少し調べてみないとわかりません。

委員長 かなり具体的な、歩み寄れるような素地がでてきているのではないかと思います。以前、5圏域という自分たちが出したものは自分たちでというような話をしている一方で、特殊なものは5圏域を超えてやった方が建てるよりもコストも安いし、安全にできるというようなこともある。あまり完璧なことを求めるよりは弾力的な運用をすることの方がいいんじゃないかということもあります。ここでいろいろご経験しておられる守富先生にお話を伺いたいと思います。

副委員長 守富です。私は地球環境村の時には、先ほど森朴さんがお話されていたガス化溶融炉の研究会に入っていました。その時に非常に問題となりましたのは、ゴミの質であり、スライドでいえば23のところ。平成12年と平成16年で、汚泥関係、がれき、全体としては金属くず、ガラスくず、その他が増えているわけですけれども、基本的には建廃関係のがれきとくずが減る方向になっていく風に見えるわけです。そのときでも4年間ではあまり変動が無いように見えるのですが、当時はやはり問題にしたのも、異なる質をどう混合するかです。今回の委員会で重要なのは、先何年後にどれくらいの質のものを処理しなくてはいいのかな。森朴さんがいわれたように、ガス化溶融で全部やるというのは、まず不可能に近いのですが、メインになるのは、汚泥関係と廃油という

ことが前提にありましたので、それだったら燃やしてガス化しましょうと。当時3回1年間くらいやりましたが、その後どうなったのか、担当者もどんどん変わっていきましてし、委員会もその後開催されないし、どうなったのかなと思っていました。その後環境村がなくなりましたということでした。先ほどのお話で、県の関与というよりも環境村自身の責任体制が非常に曖昧だったという感触がありました。今プロセスの話をしていただいたのですが、排出業者と中間処理業者と最終処分業者の上流から中流、下流の流れでみた場合に、それを1カ所でやるという議論も当然でてくる、特に市町村にしてみれば、おらが町のものはおらが町でとなると思うのですが、なかなか経済性ですとか技術的な側面からだけでは、先ほどの汚泥処理あるいは金属、ガラスなど、品種別に分けていこうとすると、同じ所で同じ処理でやるのはかなり難しい。一つの所で全部やるのも難しいし、圏域でやって全部いろんなものが混じって、かつ年代によって質も変わってくるとなった場合に、一カ所に建てたはいいが、特に灯油、重油の値上がりしている時、ゴミを燃やしているのか灯油を燃やしているのか何をやっているのかわからないというような状態になりかねない。エネルギー的に確保できる、それなりに燃やすことの出来るものと一廃との組み合わせを考えるであるとか、こちらのゴミはある程度カロリーが高いからこちらに持ってくるとか、広域化と燃料との組み合わせれば広域化などの中間処理できる所でそういった混合の処理が可能ということもあるかと思えます。少なくとも最終処理段階でものを建てる時にどうするかをこの委員会で一年間詰めることができれば結構重要な委員会ではないかと思えます。今までのところ、市町村サイドの受け入れる規模の問題と質の問題がグチャグチャに議論されるものですから、実際には経済的にありえませんかということで終わってしまう。それで、最後に言いたいことですが、今回の委員会が「産業廃棄物処理施設整備検討委員会」ということで、あたかも施設が整備されるかのような前提に委員会が組まれているような印象を受けるのですが、そうではなくて、今日事務局から説明のあったように、今後どのようにゴミが排出されるのか、その中で資源化がどれくらい出来るのかということが、排出する側からこれくらい抑制できるのではないかと、また中間処理業者、森朴さんあたりのところでこういったものは中間処理のところでもっと回せれるといった意見を出していただく。現に処理量は減っているわけですから、先ほどのスライドの25の絵では平成23年を目標にして最終処分量は減らしましょう、まあ自然体で減るのかもしれませんが、目標値と埋立処分場の6.1～6.2年分等であれば、処理より埋立をとの話はあり得ると思えます。焼却処理をする、減量化をする等々を含めて施設整備検討委員会なのですが、施設整備と言うよりそのバックグラウンドを固めていくことになる。その意味ではこの後の議論になるのかもしれませんが、委員長にお願いしたいのは一番最後にスケジ

ジュール表というのがありますが、どの段階で何を議論して、一応5回を設定されていますが、今日は第一回目ということで総括的な話でいいんですけども、どの段階で何を議論して何を明らかにしたいのかというところを、ある程度見通しを立てておかないと、議論が発散してみんな言いたいことばかりを言って、後でまとめようとしたときに何もなかったということになってしまう。そういった時期的なものを固める必要があると思います。

委員長

ご専門のお立場からお話いただきました。今後のスケジュールを見たとき、例えば、他の例で申し訳ないんですけど、去年豊田でプラントの案を立てて市長に答申したことがあるのですが、豊田市の姿勢ですね。ある程度全面的に市がバックアップする。その立ち上げに関しては初めから市民の方に入ってもらう形で論議したわけですね。だから予算は必要なものはがんばってやっていくと。意気に応じたわけですね。そこで今回この委員会はですね、我々はこれからいったいどうしていったらいいのか併せて考えていく。逆にいうと事務局の方、予算はいったいいくらどれくらい考えているのですかと。それから、スケジュール、例えば予算を出すのにいつまでに案をださないといけないのか、そういった具体的なスケジュールを、今守富先生が言われたように、どうなっているのか明確になっていないですね。そういったことで今年はずこのあたりぐらいで方針をかためていただければありがたい。次年度のこのあたりまでに具体的な案をだしていただきたい。そういった具体的なスケジュールをだいたいでもいいですので、おおよそのところ教えていただけますか。

廃棄物対策課長

一番最後の所にスケジュール表がつけてありまして、とりあえず何とか5回くらいは行いたいと思っております。簡単な問題ではありませんので、5回の今年だけでどこかを候補地にしてどこかに施設ができるということは考えておりません。何とか5回の間で公共関与をどのようにしていくのか、公共関与のあり方とか何とか方向性だけでも固まらないかと思っております。

委員長

公共関与のあり方に関しては2/3ぐらいの方は賛成、1/3ぐらいの方は問題があるのではないかという意見がでたと思いますね。その他、公共関与あるいは公共関与の仕方について追加の意見のある方いませんか。

清水委員

今問題となっております県の裏金問題。こういうことが起こってまいりますと、今私、協働事業というものに関わっているのですけれども、県の財政が非常に厳しいこのおりに、どうやって県民として関わってや

っていかうかと考えていますときに、このような問題がおこると、嫌な気分になります。自動車のことを含めて、最近のパロマのこともありましたけれども、いろいろなことがありまして人間不信になっております。性悪説でいかなければいけないかなと思っておりますけど、前に建設協会の方とシンポジウムで一緒になりまして、覚悟を決めて子供たちのために私たち真剣に考えていかなければいけないことだともっと県民の方に訴えて信頼関係を、岐阜市の椿洞のことにも関わりがありましたので嫌になることばかりで不信感の塊になっていたりするんですけども、みんなで盛り返していかないと、この問題は私たちが生活をしている限り必要なことですので、気持ちを切り替えていかないと何にも始まらないと思っております。それで公共関与は私はある程度必要だと思っております。全体的な将来像をみていきながら、それから、住民との間のコンセンサスをつくっていくことには公共関与ということはある程度必要だと思っております。お金のこととかどういうやり方をしていくのかは、まだまだこれからの議論でイメージが浮かんでいないのですけれども、まだ言葉が上手くできませんけれども。

委員長

まったく必要ではなしに、ある程度は関与は必要だと。たしかにこういうものが建てられるときに岐阜県民が全く知らないということはないですよ。やはり広報したり、幹部を各地に出すですとか、積極的に関わる余地はあるはずですよ。そういう意味でも事務局の方でもありました。公共関与のあり方を5回で明確にしてもらったらいとありましたが、私は5回もいらいないと思います。もっと他にもたくさんやることあるだろうと。例えば2～3回で決まれば、もっとあとそれに近いことが足すことあるだろうと思っておりますけれど。公共関与という必要性は薄いのではないかとっておられた兼松さん、どうでしょうか。

兼松委員

私、話を聞いていて、産業廃棄物と一般廃棄物を一緒に処理していきたいというのが地球環境村構想だったと思うのですが、それでいいのかどうかというのは私は疑問です。一般廃棄物は自治体が責任をもってきちんとやっていく、地域の人たちと一緒に考えていくということになると思うのですが、かたや産業活動や経済活動でできたものです。その処理のために例えばガス化溶融炉をつくるとすると、何百億とかのお金がかかるわけです。ずっと運営していく費用、そのために徴収していかなければならないお金、それは閉鎖して廃止するまでの水処理の管理。その後でた水はどうするのか。一つでは足りないから隣に作らうと必ずなります。この点も考えていかなければなりません。岐阜県が処分場づくりに踏み出せば途中でやめることはたぶんないと思っています。この点を考えるべきだと思います。産業廃棄物に対する国の処分への関

与の例を挙げます。原子力発電所からでてくる使用済み燃料を処理した高レベル放射性廃棄物は事業者が処分することになっています。

原子発電事業者が処分組織を作り、その組織が処分事業をすることになっています。私たちは電気代から処分費用を払っています。国は処分場を誘致のための広報をしたり、誘致した自治体に年間10億から10数億という膨大な税金による支援をすることにしてしています。処分をするのはあくまでも事業者がつくった処分組織です。配付された資料で中間処理として、愛知県から岐阜県にもいろいろと流れてきているということは、優れた技術があるのだと思います。そういう所を育成していくとか、大量に廃棄している事業者の減量化に対して、新しい技術等の指導支援とか助言などをしていくとか、そういう公共関与ができると思います。

委員長

今の兼松委員のお話からして全く関与する余地がないということではなかったと思います。県もいろいろな形で関与する必要があると。しかし、どういう形でやるかということはこれから話が進んで行くわけですね。

ここで傍聴の方々、4人おられますが何かご意見ございますでしょうか。

傍聴人

〇〇と申します。地球環境村のことは御嵩町の中のコンフリクト（conflict：闘争、矛盾、衝突）と並行的にやってきたというのはリアルタイムに感じてきました。そうであるならば、地球環境村が上手くいかなかったということは、先ほどいろいろな委員の方のご意見もありましたけれども、本当の意味で県民、産業廃棄物というものは何であり、それをどうしていくのかという情報がきちん共有されて、県民の全体の理解にならないとこの問題の解決にならない。また同じになってしまう。地球村の何とかかんとかという名前をつけたけれどもやはり同じだったということになりかねないと感じております。それから公共関与のあり方ですが、公共関与一般は、これは自治体を含めて、ガバナンス（governance：統治、統治能力）、当然関与すべきだと思うんですね。この関与するところは今回の名称をふくめてですけれども、産業廃棄物処理施設の整備に関与するかどうか、ここのところは違う問題だと思うのです。公共は産業廃棄物の適正な処理に関与しなければいけないし、やるべきだ。しかし、それは処理施設等を直接整備するところに関与するかどうか、ここでいうとですね、候補地選定まで関与するみたいな話に関与することもあるみたいですがそれはいいことなのかどうなのか。ここのところの議論は尽くされていないと。ちょっと、ここは、公共関与一般はいい話ですよと話にズルズルとその施設整備に関するもいいことですよ、と流れていくことは違うのではないかと感じました。

委員長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。事務局、まだ時間はございますでしょうか。</p>
廃棄物対策課長	<p>今日は4：30までを予定しております。</p>
委員長	<p>まだお時間がありますね。いろいろご意見がでてまいりました。公共関与に関しては当然あるべきであろうと、この委員会でどのあたりでどのように関与していくのかというところだと思いますね。施設自体、適正処理、資源の再使用、再資源化、そういったところの推進をするところがバックグラウンドにあるわけですね。その具体的な建物、あるいは監督としてどういうものが必要であるということですから、やはり行政的には関与していくと、いうふうには考えられるのではないかと思います。要綱で定められている感じですね、そういうことだと思います。これから、5回、いままで話あったことのない立場の人が話あって、できれば具体的な意見がちらほらとでてきましたが、もっとこう詰めていく必要があると思います、どこが問題かと。この会のメンバーがしょっちゅう集まってやるというのは難しいと思うんですね。普通こういうしっかりしたものを急いで作る場合にはワーキンググループをつくることが多いんですね。そういうワーキンググループのことを考えておられた副委員長の守富さん、どうでしょうか。</p>
副委員長	<p>ワーキンググループという大げさなものではなくて、私もよくわかっていないのですが、先ほど資料3-4で指摘のありました具体的な検討内容、①、②、今日は①であり、現状把握、将来予測みたいな話だったと思います。これ以降、あと3~4回ですか、公共関与すべき施設について施設形態からずっとアイウエオで5つ並んでいるわけですが、これを議論していくうえでも、事務局の方でもそれなりの資料を揃える必要があると思います。要は何を議論して最終的に何をどのような委員会の成果をだすのか、意見のアンケートをとるという意味合いでは意見がでるのはいいんですけど、何らかの公共関与のあり方の是非というのにも答えがあるのかないのかを含めて難しいと思います。少なくとも産廃について、ここまでは公共が関与すべきではないか、あるいは反対意見を含めて、ここにあげているアイウエオ、これは事務局が提案したあくまでも案であって、これを各回でどういう風に議論していくのかを、これをまたこの場で1時間かけて議論してもいいのかもしれませんが、なかなかそういう時間もないと思います。そういう意味で事務局等を含めてのワーキンググループを形成しておいて、そこである程度予想される内容、準備すべき資料、及びまとめる方向性等を委員長を含めて少ない人数で調整し、委員会に臨んでいくべきであり、話を聞いて一人1~2回意見を言っておしまいということでは、今回これについて話を集約</p>

させようと最初に議論しておいた方がいいんじゃないかと。それを事務局だけに任せるのはいかなものかということで、ワーキンググループを形成するべきではないかと思います。

谷口委員 今度の委員会までにこうこうこういうことについての課題ををしっかり調べてこいと、問題をひとつずつやっていかないと、5回やっていこうということは決めておいて、次の会は何をやるかぐらいは今日決めておかないと。皆さんの意見によって事務方は一生懸命勉強するんですよ。しっかりしたデータも出してくるし、いいアイデアもでてくると思うんですよ、私は思います。

委員長 5回がいいということですか。

谷口委員 5回がいいかはわかりませんが、次の会は何をやるのか、そして何と何を調べて、どういう方向でやっていかなければいけないということぐらいは決めておかなければいけないと思います。

委員長 この5回は必要だと思います。おっしゃるように。その間にね、次の回にすばらしい役に立つような資料を準備して欲しいという意味でのワーキンググループ、そういう意味です。

谷口委員 そういう意味ですか、わかりました。

中本委員 委員長さんをお願いしたいのは、やはり5回なら5回、これは一つも目標でやるのはいいんですが、今日はじめてこれだけ膨大な資料をもらって、それぞれ仕事をもちながら真剣に内容を検討していかなければならない。また今度寄っているいろいろな意見を言ったらこれは大変なことになりますので、やはり、委員長さんに指名していただいてですね、ワーキングをやって、できたらこの次の会議の前に書類で結構ですので事務局から次はこういうことを検討し、こういうような答えを出そうと一つやっていたけるといいんじゃないかと思います。もう一つは関与の問題ですが、この表題にあるのは施設整備ですが、やはり絶対3Rが入ることなのでね、これを一番注目しながら産廃の処理を考えていく必要があるかと思います。

兼松委員 委員の依頼を受けたときの内容と委員会の名称が異なっています。産業廃棄物処理施設整備検討委員会というのは処理処分施設を作ることが前提であり、不信感を持っています。

まず事務局としては公共がどのように関与できるのか、その方法はどのようにしたらいいのかをここで考えて欲しいというふうに仰っています。

す。どういう炉がいいのかとか、どこに作るのが良いのかということまでを求めているものではないということなので、いろんな方が業種を超えて集まっているので、それを活かしてその間に県民の方々に今こういうことが行われています。それに対してしっかり意見をください、今こういう状況ですと、ということ伝えていく、そのことに関心を持ってもらう、そのことが私は大事なことだと思います。最初にどういう処分場をつくっていかうか、株式会社にしていくのか廃棄物処理センターにするのかがあるのではないと思います。

委員長

それは当然のことですね。それは過程の中で後にでてくることですね。最初の段階は、どういう形で関われるのかという形で進めていくのはどうでしょうか。

清水委員

この委員会の名称も公共関与のあり方についても、行政の方から投げられたボールであって、私たちは委員としてどうやって投げ返すかということを考えなければならないと思います。題名も出されたボールもそれはそれでいいとして、私はやはり中本委員もおっしゃったように3Rを進めながら減量化、私たちがどういう社会をつくっていくかリサイクル社会をどういうふうにつくっていくかということ、業者は今はどういうふうを考えているのかを知りたいですね。私たちのところは今こういうことで困っているのですとか、こういう可能性があるということを考えてみえるところの話を聞きたいということ、非常に問題になった住民合意のこともこれも産廃についての情報が知られていないということ、委員の方からお話がありましたが、私も不信感の塊から始まりましたが、県民の皆さんがこういう問題にどうやって取り組んでいくのかということの意見の集約からはじめないといけないと委員としては思います。例えば業者の方に自分とこの産業ではこういう排出削減とかを考えているとか、また地域的な特長としてこんなこともあるんじゃないかということも聞きたいし、県民の方にも何でこんな施設が嫌だったのか反対だったのかとか、住民に身近な一廃を含めてどういうふう減量しようとしているのか、産廃とは違うかもしれないが地域の中でエネルギーを含めてどういうふうなサイクルでやっていったらいいのかを県民としてどう考えているのだろうか。例えば私は子供と一緒にエコクラブで生ゴミを堆肥化しながら野菜をつくりながら環境教育をしていたりして、この堆肥を例えばこのゴミでこの公園の電気をおこせないだろうかとか思うこともあるんです。もっと小さな地域密着型でエネルギー利用など含めた処理の仕方がないだろうかとか、そんなことを今聞いてみたいと思うのですが、こんなことをやっているのと遠回りでしょうか。

委員長

いいえ、施設整備の中に例えば堆肥センターですとかガス化溶融とか

生ゴミやそのほか産業廃棄物、有機物も含まれていますから、そういったものは資源化できますから、そういったものを仲介してリサイクルする。これは環境教育の大変重要な役割を果たしますし、世界でやっているし、富山でもやっているところもありますし、それは考えてみてもいい。それくらい幅のあるディスカッションをしてもいいと思います。

清水委員

そうなると非常に膨大な時間と場所、県を全て視野にいれると、手法が全く新たなことから考えてやっていかなければならないものですから、可能かどうか。

委員長

そういう意味で副委員長から提案のありましたワーキンググループ。ワーキンググループの中でいろんな資料を集めて議論をすることで中身を絞っていただくことで、次の時にみんなでディスカッションしやすくなり大変ありがたいと思います。

森朴委員

委員長、よろしいでしょうか。ワーキンググループについては是非お願いをしたいと思います。公共関与のあり方というテーマでどういうことでやるのか、それから処理施設の整備検討委員会ですから処理施設を何か県が整備するかのようですが、実はこの委員会に参加するかどうか業界として悩んだ経緯があります。基本的にですね、非常に失礼なことをこの場であえて申し上げると、産業廃棄物の処理施設ができなくても困る方はこのなかでも中本理事長とうちだけなんですね。それは何なのかと言いますと、できないと業が成り立たないわけですね。失礼ですけど、岐阜県で一カ所もできなかつたら、前田さんのところと加藤さんのところは他県で探せば一応何とかなる。で、われわれは岐阜県をやめて外に出てけばいいんですよ、そのときはしょうがないから、そういうことなんですね。そうなると、岐阜県で産業廃棄物が処理できないとなると岐阜県の排出事業者は愛知県の業者と比べてプラスかマイナスかということはいろんなファクターがあるかと思いますが、多くはマイナスになるだろう。ところが、現実に産業廃棄物の処理の現場を任されている中本理事長さんのところの会員さんや私ども。私どもは古い業者さんが多いんですが、どんどん廃業させられております。時代がどんどん変わってきて、廃棄物の処理のシステムが急激に変わってきております。本当に昨日まで、県がそういう施設をつくるスピードが遅いとか言いますが、民間でこのペットボトルをペットからペットに戻すという事業を国の支援を受けずに市町村から集めるということで、施設が出来たら一本も集まらなかったという有名な話がありまして、全部中国に行ってしまった。完全にプロフェッショナルにやろうとした大企業でも失敗したという状態です。今、ペットとか有機性の可燃物は岐阜県内には全然ない状態です。昨日まで処理に困っていたものが明日になると急激に変わ

ってしまうという、そういう激しいドラスティックな情勢のなかで、県行政がこういったものを整備するというので、私ども業界として一番のショックだったのは、10年間、地球環境村でやるから待っているといわれた、やると。できるものはそんなものでいいのと思いつながら、できないより出来た方がいいやということでやってたんですが、結局できなかった。非常に心配しておりますことは、今後も施設を県が積極的に推進していくと、地球環境村に任していたから、直接今度はやるんだよとなったものですから、県にお尋ねしたんです。本当にあんたらがやると20年くらいかかるんじゃないと。20年間県がやってもいいんです。その間我々ができないことが問題なんです。県がやってもできないんだから、おまえ達の何か危険じゃないかといわれてしまうんですね。すごいショックなんですよ。一生懸命地域の方々とやってきた人達がですね、全然実態とかけ離れたものでダメだと言われた。それからリサイクル、すごくいいことだよねと、市民もがんばろうねというのはすごくいいことなんです。私も賛成です。ところが、〇〇市がゴミ非常事態宣言ってだしましたよね。ゴミ量を10何%を一年でおとしたんですね、排出量を。なんとやることではない、私たち産業廃棄物の業界に膨大な量が流れたのです。〇〇市は昨日まで一般廃棄物で受け取っていたものを、これは産廃だといっただけなんです。それだけなんですよ、10何%落ちたというのは。市民的努力だとか何とか、本当に大嘘。中小零細企業の事業系のゴミを全部なくした。それは産廃だから全部もって帰れと。〇〇県から大量にデータが増えていますよね。それなんですよ。ワーキンググループでそういう実態を、私はできれば清水さんや兼松さん、田辺さんにできる限り見ていただいて、産廃の処理の現場もみていただいて、皆さんの意見も聞いていただいて、その中である種の、議論したことをこの委員会でも再度検証していただいて、県民の中の課題として議論していただきたいとお願いしたいと。産廃業者にとって、一昔まえのような安く処理するというような時代ではないんですね。ところが、岐阜県内の業者がいくら良く処理しても、排出事業者が余所の県でもっと安く処理してくれるということで選択していけば、それがぐるりとまわって椿洞にきているんですね。そんな馬鹿な話があるかと。リサイクル名目で不適正処理をされる事例はたくさんありますし、そういう中で、県にも是非お願いしたい。特にこの委員会をお願いしたいのはですね、施設整備ありきではない。そうではなくて、産業廃棄物を処理することが決して悪ではないということを県民の皆様に理解していただきたいと。この間も岡山で、殺人事件で大学生同士が生き埋めにしたと、あの時第一報で「産廃処分場に埋めた」とでましたでしょう。そんな馬鹿など、冗談じゃないと。産廃処分場なんてそんな簡単に埋められるものじゃないと。あれは不法投棄現場だったんです。自動車解体か何かの現場なんです。それが産廃処分場になってしまうということ、私たちこの10年間の間

に、何度もマスメディアが産廃ブローカーなる殺人者を発表して、後にいつの間にか職業の名前が変わっていくんです。有名な事例では、宝石店に入って3～4人殺害したという事件で、最初の紹介が産廃ブローカーでした。産廃業者なら悪いことをやるだろうというような、本当に産廃という名前の前に「悪徳」っていうのがセットで枕詞でついているんですよ。だけど、失礼ですけど、皆さんが使っている商品を作る過程で出るゴミを処理する人に何の罪があるんですか。〇〇会社だって産廃をいっぱい使っているんですよ。それでエコ企業だって言っているんですよ。僕たちが見ている現場で起きていることは、大企業は中小零細企業にゴミを下請けに出しているんです。そして中小零細企業が困って、どんどん不法投棄現場へ流れている。そんな中でこの委員会が検討課題として公共関与のあり方について議論してくださることは、本当に公共が関与しなければいけない一番重要なことは法の遵守だと思います。その法の遵守がまずありきで、その法の遵守ができなかったのが椿洞なんです。椿洞のことは、私たち業者から言わせれば、とんでもない悪質業者を行政が支援していたというんです。あんな素人、冗談じゃないですよ。私は、きっとこの委員の中でも立場が離れていても、実態を見ていただければ、県の関与のあり方について必ずまとまった意見が出てくると思っています。最後のところでは立場が違ったところでA案、B案でもいいと思いますが、濃密な議論をお願いしたいと思います。

委員長

いろいろと意見をいただきましたが、終わりの方ではやはりワーキンググループを立ち上げて、関わっているいろいろな資料をだしていただいて、集まった情報などを次の2回、3回で使わせていただいくという形でやっていきたいと思えます。それで、メンバーをこの中から選ばせていただくということでもよろしいでしょうか。選ぶにあたって先ほど委員長一任の声がありましたが、それでよろしいでしょうか。例えば4～5人でだいたい各分野の方が入るのではないかと思います、よろしいでしょうか。それでは、4～5人の方に県の方から連絡させていただきますので、それでいいですね。

(異議なしの声)

廃棄物対策課長

わかりました。それでは委員長に決めていただいて連絡するというところで。

委員長

だいたいこの程度で終わっていいのかなと思えますが、県の方から何かありますでしょうか。

廃棄物対策課長

実は第2回なんです、最後の35ページをみますと、日にちだけは、皆さんお忙しい方ばかりです。集まるのも難しいと思えますので、前

もってこちらから連絡させていただいて、一応決めさせていただきました。次回は9月26日の火曜日、まだ時間帯は昼の1時半ということなんですが、場所はここを取ることができませんでしたので、今県庁の周辺で場所を探しています。なるべく便利のいいところで取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。次回は9月26日、是非ご参加くださるようお願いいたします。

委員長

ワーキンググループをこの間にお願いします。じゃあこれで締めたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、本日はどうもありがとうございました。